

○京都府立大学キャリア育成推進委員会規程

(平成 22 年京都府立大学規程第 4 号)

(設置)

第 1 条 京都府立大学（以下「本学」という。）のキャリア育成の基本方針を協議し、推進するため、本学に京都府立大学キャリア育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長
- (3) 教務部長、学生部長、附属図書館長及び京都地域未来創造センター長
- (4) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第 3 条 推進委員会に、委員長及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長には、第 2 条第 1 号に掲げる委員を、副委員長には、学生部長をもって充てる。
- 3 委員長は、推進委員会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 4 条 推進委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がないときは、開くことができない。

(意見の聴取)

第 5 条 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(キャリア育成プログラム委員会)

第 6 条 キャリア育成の基本方針に基づくキャリア育成プログラムの策定を行うため、推進委員会の下にキャリア育成プログラム委員会を置く。

- 2 キャリア育成プログラム委員会の組織・運営に関する事項は、別に定める。

(キャリアサポートセンター)

第 7 条 キャリア育成プログラムの実施及び学生のキャリアサポートに関する業務を行うため、京都府立大学キャリアサポートセンター（以下、「キャリアサポートセンター」という。）を設ける。

- 2 キャリアサポートセンターの組織・運営に関する事項は、別に定める。

(幹事)

第8条 推進委員会に幹事を置き、学務課長をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、学務課教務担当において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。